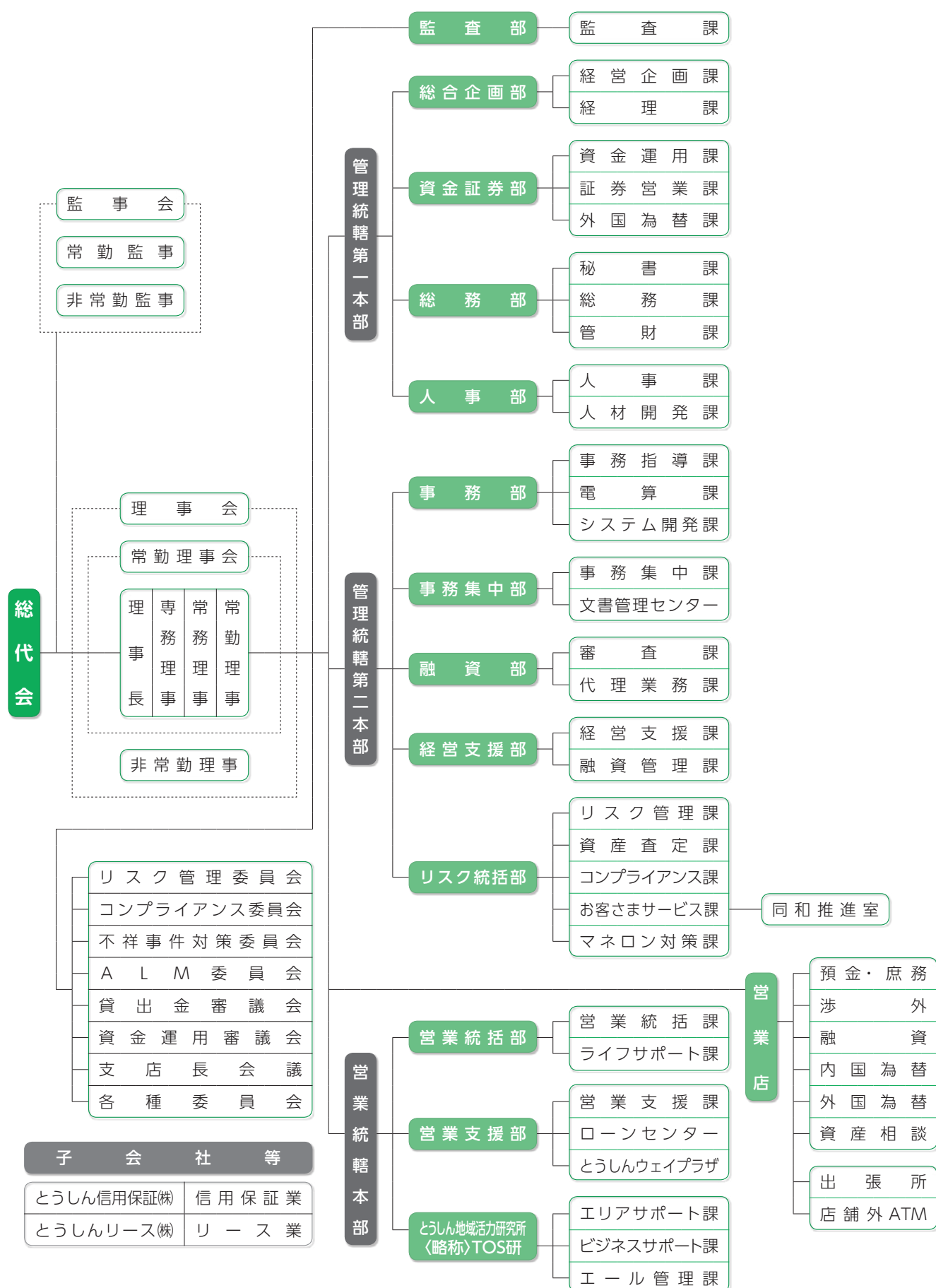




当金庫の概要

東濃信用金庫組織図（令和6年6月30日現在）



役員

令和6年6月30日現在

理事長(代表理事)	加知	康之	非常勤理事	本庄	恵子
専務理事(代表理事)	伊藤	光昭	非常勤理事	松島	久祥
常務理事(代表理事)	吉村	卓也	非常勤理事	田原	義哲
常務理事(代表理事)	土屋	博義	非常勤理事	則竹	晃司
常勤理事	森田	誠	非常勤理事	吉見	正彦
常勤理事	勝村	俊千朗	非常勤理事	飯田	道広
常勤理事	近藤	秀樹	非常勤理事	安藤	浩市
常勤理事	山田	修司	非常勤理事	日比野	充
常勤理事	竹下	浩司	非常勤理事	佐藤	円一郎
常勤理事	森	真二	非常勤監事	中島	功雄
常勤理事	唐澤	雅浩	非常勤監事	内藤	正明
常勤理事	西尾	隆吏	非常勤監事	渡邊	慶信
常勤監事	長谷部	勝利			

(注) 1. 非常勤理事は全員が職員外理事です。
2. 内藤正明、渡邊慶信は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

職員の状況

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末
職員数	793人	791人	756人
平均年齢	40歳2ヶ月	40歳1ヶ月	40歳8ヶ月
平均勤続年数	16年1ヶ月	16年1ヶ月	16年4ヶ月

(注) 1. 平均年齢、平均勤続年数はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。 2. 職員数には、アルバイト、パート及び被出向者の職員は含めていません。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬については役位や在任年数等を勘案し、当金庫の役員報酬委員会において決定し、利益を基に算定される役員賞与は、理事会において承認された役員引当金総額の範囲内で役員報酬委員会が決定しています。また、各監事の基本報酬額については役員報酬委員会からの助言を得て、賞与額については同委員会の審議を経て、監事会において決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金については、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位: 百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	212

(注) 1. 対象役員に該当する理事は13名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」195百万円、「賞与」5百万円、「退職慰労金」12百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。 2. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。